発議第２６号

熊本市議会事務局設置条例の一部改正について

地方自治法第１１２条及び熊本市議会会議規則第１３条第１項の規定により、熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和２年１２月１８日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	西 岡 誠 也
同	津田征士郎
同	澤 田 昌 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福 永 洋 一
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長　紫 垣 正 仁　様

熊本市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

熊本市議会事務局設置条例（昭和４０年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市議会局設置条例

第１条の見出し中「事務局」を「議会局」に改め、同条中「事務局を」を「事務局として、議会局を」に改める。

第２条中「事務局長」を「局長」に改める。

第３条中「事務局」を「議会局」に、「調査課」を「政策調査課」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（熊本市議会委員会条例の一部改正）

２　熊本市議会委員会条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表総務委員会の項所管事項の欄第１０号中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（提出理由）

熊本市議会に置く事務局の名称を議会局に改める等のため、所要の改正を行うものである。